

香川県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成29年9月26日

香川県病院事業管理者 松本祐藏

香川県病院局管理規程第4号

香川県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

香川県病院局企業職員の給与に関する規程（平成19年香川県病院局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(夜間看護等手当) 第14条 略 (1) 県立病院に勤務する医師、歯科医師、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、 <u>臨床工学技士</u> 、看護師又は准看護師が正規の勤務時間による勤務の全部又は一部が深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において行われる看護業務又は救急医療に関する業務に従事した場合 (2) 略 2～4 略	(夜間看護等手当) 第14条 夜間看護等手当は、次に掲げる場合に支給する。 (1) 県立病院に勤務する医師、歯科医師、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、看護師又は准看護師が正規の勤務時間による勤務の全部又は一部が深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において行われる看護業務又は救急医療に関する業務に従事した場合 (2) 略 2～4 略

附 則

この規程は、平成29年10月1日から施行する。